

議案参考資料

[令和3年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

福祉課 障害福祉係

議案名

議案第84号 指定管理者の指定について(桐生市立点字図書館)

趣旨・目的

桐生市立点字図書館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市立点字図書館条例第9条の規定に基づき桐生市立点字図書館の管理を行わせるため、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市立点字図書館
- 2 指定する団体 桐生市新宿三丁目3番19号
社会福祉法人桐生市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
(5年間)

背景・経過

桐生市立点字図書館は、身体障害者福祉法に基づく施設で、視覚障害者のために点字図書、録音図書の製作や貸出しを行っているほか、広報きりゅう、市議会だよりなど生活に必要な情報を点訳、音訳して提供しています。

本点字図書館は、昭和39年1月の開設当初から市直営によって運営していましたが、平成13年度から社会福祉法人桐生市社会福祉協議会へ委託、平成18年度からは指定管理者制度を導入しています。

このたび、桐生市立点字図書館の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了するため、公募による選考を行った結果、施設の運営能力や専門性をもって効率的かつ効果的な事業運営が図れること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められることから、同法人を引き続き指定管理者として指定しようとするものです。